

第4次行財政改革大綱中間まとめについて

資料①

第4次行財政改革について

○大綱の策定

■総合計画「基本計画」と行財政改革大綱の取組は表裏一体の関係

<総合計画・基本計画>

基本構想を実現するため、基本的・重点的に取り組むべき各種取組

<行革大綱>

社会情勢が急速に変化するなか、自主的・自律的に行政課題に対応し、市の発展と持続可能な行財政運営をしていくための指針

■一体的に行財政改革の取組を進めていくため、総合計画「基本計画」の中で位置付け

- ・総合計画「基本計画」と行革大綱の取組を同じ期間で進めることが効率的・効果的

※そのため、第3次行革大綱の期間を令和2年度まで1年度延長

■第3次行革の令和元年度までの5年間の取組状況を踏まえ、第4次行財政改革大綱を策定（行革委員会への諮問・答申）

■第4次行革は、総合計画「基本計画」で位置づけたことから、財源、行財政運営、公共施設等、公営企業等の4つの取組項目

- ・第3次までの行革の取組項目は、基本計画の他の施策で原則、継続実施

○中間まとめ

■今後の行財政改革の取組をより推進していくため、これまでの取組を振り返り、中間で取りまとめる

■前大綱の取組内容の振り返りも併せて次期の大綱策定

- ・取組期間（6年間⇒4年間）：次期大綱へ反映できるのは実質3か年度分
- ・令和6年度：取組期間の最終年度と同時に次期大綱（総合計画「基本計画」）の策定年度

○次期大綱策定に向けより幅広い検討を行う

※選挙後の新たな体制での新たな行革大綱の策定にも対応

まとめ（総括）の仕組みを変更

総合計画「基本計画」に位置付けたこと、取組期間を4年間としたことを機に、前大綱と現大綱を併せて振り返り、次期大綱策定の参考とする策定方法へ

※他の計画等では、現計画等の取組状況や課題等を振り返りながら次期計画を策定（単独で総括を実施していない）

■行財政改革は、歳出抑制を主な目的とするものではないことから、取組効果額の算出は行わない（毎年度の予算編成等で実質的に実施）

（参考）

